

## ○相模原市開発事業基準条例施行規則

平成18年3月31日  
規則第105号

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市開発事業基準条例(平成17年相模原市条例第59号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(工事用車両通行道路)

第3条 条例第2条第8号イの規則で定める道路は、開発事業区域から幅員6メートル以上の道路に至るまでの間の幅員6メートル未満の道路とする。

(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(主たる利用目的が建築物に係るものでないと認められる施設)

第3条の2 条例第2条の2第2項第3号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第11項に規定する特定工作物
- (2) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園

(追加〔平成29年規則65号〕)

(土地の区画形質の変更に該当する切土、盛土等)

第3条の3 条例第2条の2第3項の規則で定める規模の切土、盛土等は、次に掲げるものとする。

- (1) 高さ2メートルを超える切盛土(一体的な切土及び盛土をいう。)を行うもの
  - (2) 市街化調整区域内において、高さ30センチメートルを超える切土又は盛土を行うもの
  - (3) 市街化調整区域外の区域内において、高さ2メートルを超える切土又は高さ1メートルを超える盛土を行うもの
  - (4) 市街化調整区域外の区域内において、高さ30センチメートルを超える切土又は盛土を行うもので、これらの行為を行う土地の面積の合計が500平方メートル以上となるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、切土、盛土等が敷地内の地盤高さの変更を伴わないものであって、次の各号のいずれかに該当する行為を伴うもの場合は、前項に定める規模の切土、盛土等には該当しないものとする。
- (1) 建築物の建築と一体の工事と認められる基礎打ち及び土地の掘削を行うもの
  - (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定された道について拡幅して整備を行うもの
  - (3) 道路からの進入路としてのスロープ、階段又は駐車場(高さ2メートル以下かつ幅6メートル以下のものに限る。)の設置を行うもの
  - (4) 既存擁壁について同一の位置で築造替えを行うもの

(追加〔平成29年規則65号〕)

(開発事業の適用に関する照会申請書等)

第4条 条例第6条第1項の規則で定める規模は、次に掲げるものとする。ただし、市街化調整区域内において建築物の建築、工作物の建設、土地の区画形質の変更その他これらに類する行為(以下この項において「開発事業等」という。)を行おうとする場合は、全ての開発事業等について同項の規定による照会をするものとする。

- (1) 市街化区域内における開発事業等であって、当該開発事業等を行う土地の面積が500平方メートル以上のもの
- (2) 市街化区域内において行う建築物の建築のうち、住宅の計画戸数が21戸以上のもの
- (3) 区域区分が定められていない都市計画区域内又は都市計画区域外の区域内における開発事業等であって、当該開発事業等を行う土地の面積が1,000平方メートル以上のもの
- (4) 区域区分が定められていない都市計画区域内又は都市計画区域外の区域内において行う建築物の建築のうち、住宅の計画戸数が21戸以上のもの

2 条例第6条第1項の規定による照会は、相模原市開発事業基準条例の適用に関する照会申請書により行うものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 案内図 方位、条例第6条第1項に規定する行為をしようとする場所(以下この項において「行為箇所」という。)及びその周辺を示したものをいう。
- (2) 現況図 行為箇所内の状況及びその周辺の公共施設等の状況並びに現況地盤高を示したものをいう。

- (3) 公図 行為箇所及びその周辺の土地に係る不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面を複写したものをいう。
- (4) 土地利用計画図 現況図に計画地盤高並びに新設する公共施設等の位置及び構造並びに予定建築物等の位置及び規模を示したものをいう。
- (5) 登記事項証明書 行為箇所及び行為箇所に隣接する土地に係る不動産登記法第119条第1項に規定する登記事項証明書(行為箇所が市街化調整区域である場合にあっては登記記録に記載されている事項の全部を証明したものに限る。)をいう。
- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 [条例第6条第4項](#)の規定による届出は、開発事業の一連性の判断についての周知報告書により行うものとし、添付する図書は、[前項](#)に規定する照会申請書の例による。  
(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(事前届)

第5条 [条例第7条第1項](#)の規定による届出は、事前届出書により行うものとし、[条例第6条第2項](#)に規定する書面の写し並びに[前条第2項第1号](#)及び[第4号](#)に掲げる図書を添付しなければならない。  
(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(事業標識の設置)

第6条 [条例第8条第1項](#)の規定により設置する事業標識は、[第1号様式](#)とする。

2 開発者は、事業標識に表示すべき事項が新たに生じ、又は表示した事項に変更があるときは、速やかに、事業標識に必要な修正をしなければならない。

(事業標識設置報告書)

第7条 [条例第8条第3項](#)の規定により提出する書面は、開発事業標識設置報告書とし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 事業標識を設置した状況の写真
- (2) 予定建築物が中高層建築物の場合にあっては、建築計画概要書及び[相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例施行規則\(平成2年相模原市規則第3号。以下「調整等に関する規則」という。\)](#)別表に掲げる図書([前号](#)に掲げるものを除く。)

(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(説明すべき事項等)

第8条 [条例第9条](#)の規定により説明を行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開発事業の計画の概要

ア 開発者の氏名及び住所(開発者が法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

イ 開発事業区域の位置、形状及び面積

ウ 予定建築物等の構造、規模及び用途

エ 廃止又は設置される公共施設等の位置及び規模

オ 工事の予定期間及び施工方法

(2) 開発事業区域の周辺への安全対策

(3) がけ地又は段差の処理方法及びこれに伴い隣接住民及び周辺住民の日常生活に影響を及ぼすおそれがあると予想される事項

(4) [条例第10条第1項](#)の規定による開発事業の計画に対する意見書の提出に関する事項

(5) [条例第11条第4項](#)の規定による開発事業説明報告書の縦覧に関する事項

(6) 大規模開発事業にあつては、[条例第12条第1項](#)の規定による再意見書の提出に関する事項

(7) 予定建築物が中高層建築物の場合にあつては、[調整等に関する規則第11条第2項](#)に掲げる事項

(8) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(意見書)

第9条 [条例第10条第1項](#)の規定により提出する意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見の趣旨及び理由

(3) 意見書の提出の年月日

(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(開発事業説明報告書)

- 第10条 [条例第11条第1項](#)の規則で定める報告書は、開発事業説明報告書とし、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 隣接住民一覧表
  - (2) 周辺住民一覧表(大規模開発事業に限る。)
  - (3) 予定建築物が中高層建築物の場合にあっては、[調整等に関する規則第12条](#)に規定する図書
- 2 [条例第11条第4項](#)の規定による開発事業説明報告書の縦覧(以下「縦覧」という。)は、開発調整課で行うものとする。
- 3 縦覧の日時は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 縦覧に供する時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
  - (2) 縦覧に供しない日は、[相模原市の休日と定める条例\(平成元年相模原市条例第4号\)第1条第1項](#)に定める相模原市の休日とする。
  - (3) [前2号](#)の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、縦覧に供しない日又は縦覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめその旨を縦覧の場所に掲示するものとする。  
(一部改正〔平成19年規則43号・96号・20年76号・21年24号・22年47号・23年19号・29年65号〕)
- (再意見書)
- 第11条 [条例第12条第1項](#)の規定により提出する再意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 再意見書を提出する者の氏名及び住所(法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
  - (2) 再意見の趣旨及び理由
  - (3) 再意見書の提出の年月日  
(事前協議の申請)
- 第12条 [条例第13条第1項](#)の規定による事前協議は、開発事業事前協議申請書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。
- (1) 開発事業の計画の概要書
  - (2) 建築計画概要書(予定建築物が一戸建ての住宅である場合を除く。)
  - (3) 開発事業区域内の土地の所有者による事前協議申請手続承認書(当該土地の所有者が事前協議の申請をする場合を除く。)
  - (4) 開発事業区域の位置及び範囲を表示した図面
  - (5) 開発事業区域の現況図
  - (6) 開発事業区域及びその周辺の土地の公図
  - (7) 土地利用計画図
  - (8) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- 2 [条例第13条第2項](#)の規則で定める回答書は、事前協議審査意見書とする。  
(一部改正〔平成29年規則65号〕)
- (開発事業に関する協議)
- 第13条 [条例第14条第1項](#)の規定による協議は、開発事業協議申請書により行うものとし、市長は、開発者に対し、[同項](#)の規定による協議に必要な図書の提出を求めることができる。
- 2 [条例第14条第2項](#)に規定する開発事業協議書の取り交わしは、開発事業に関する協議書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。
- (1) 公共施設等(道路、公園等、ごみ・資源集積場所、排水施設、必要消防水利及び防災行政用同報無線固定系子局に限る。以下[この条](#)において同じ。)の所有及び管理に関する回答書の写し
  - (2) 公共施設等に係る新旧対照図
  - (3) 公共施設等の用に供する土地に係る求積図
- 3 [前項](#)の規定にかかわらず、公共施設等の廃止、付替又は新設を伴わないときは、開発事業に関する協議書の取り交わしを省略することができる。  
(一部改正〔平成29年規則65号〕)
- (開発事業の計画の変更)
- 第14条 [条例第15条第1項](#)の規定による開発事業の計画の変更は、開発事業計画変更届により行うものとする。  
(手続を省略できる変更等)

第15条 [条例第15条第2項ただし書](#)の規則で定める手続を省略できる変更は、[条例第14条第2項](#)に規定する開発事業協議の内容のうち、公共施設等の整備等に係る変更で、隣接住民又は周辺住民の日常生活に影響を及ぼすおそれがないと市長が認めたものとする。

2 [条例第15条第2項ただし書](#)の規則で定める軽微な変更は、[前項](#)に規定する変更以外のものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 予定建築物等の敷地の形状の変更。ただし、開発事業区域の変更を伴うもの並びに隣接住民及び周辺住民の日常生活に影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるものを除く。
- (2) 開発事業の設計者又は工事の請負人の変更
- (3) 隣接住民若しくは周辺住民からの要望又は[条例第13条](#)の協議による開発事業の計画の変更で、軽微な変更であると市長が認めたもの  
(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(取下届)

第16条 [条例第15条第3項](#)の規則で定める取下届は、開発事業取下届とする。

(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(工事着手届)

第17条 [条例第16条第1項](#)の規則で定める工事着手届は、開発事業工事着手届とする。ただし、開発者が[都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則\(平成15年相模原市規則第30号\)第12条](#)の規定により工事着手届を届け出る場合は、当該工事着手届をもって開発事業工事着手届に代えることができる。

(一部改正〔平成21年規則84号・29年65号〕)

(工事完了届)

第18条 [条例第17条第1項](#)の規則で定める工事完了届は、開発事業工事完了届とし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発事業に係る工事を完了した開発事業区域(開発事業区域を工区に分けたときは工事を実施した工区)を撮影した写真
- (2) 開発事業区域の範囲、[前号](#)の写真を撮影した位置及び当該写真を撮影した方向を示した図面
- (3) 公共施設等の管理者の許可又は承認を得て行った工事の完了届
- (4) 完了平面図

(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(検査)

第19条 [条例第17条第3項](#)の規則で定めるものは、[条例第25条](#)に規定する必要消防水利に関するものとする。

(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(代理人選任届)

第20条 [条例第18条](#)の規則で定める代理人選任届は、開発事業代理人選任届とする。

(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(開発事業区域に接する主たる道路以外の道路)

第20条の2 [条例第19条第1項第1号ただし書](#)の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) その利用目的が当該開発事業の区域内との人又は車両等の出入りのためであり、その物理的形状等からこれらの出入りが限定され、通行に支障がないと認められる場合で、開発事業区域の規模に応じ、それぞれ[別表第1](#)に定める予定建築物等の用途に応じた幅員以上であるもの
- (2) [前号](#)に規定する場合で、当該開発事業の区域内の施設等の維持管理に必要な出入口、避難用の出口その他これらに類する日常的利用に供さない出入口のみを設けるときは、[同号](#)に定める基準にかかわらず、幅員4メートル以上であるもの

(追加〔平成29年規則65号〕)

(歩道状空地を設置すべき建築物)

第20条の3 [条例第20条](#)の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類する用途に供する建築物及び長屋のうち、共同住宅及び長屋(地階を除く階数が3以上のものに限る。)にあっては、計画戸数が21戸以上(共同住宅のうち、ワンルーム形式住宅にあっては、3戸を1戸として計算する。)、それ以外の建築物にあっては、延べ床面積が500平方メートルを超えるもの
- (2) 店舗、ホテル、旅館、遊戯施設、風俗施設、公共施設、病院、学校及び児童福祉施設等で、延べ床面積が500平方メートルを超えるもの



(3) 事務所、倉庫及び工場で、延べ床面積が1,000平方メートルを超えるもの(開発事業区域が工業専用地域又は地区計画において工業系土地利用を図る地区として定められている地域以外の地域に存する場合に限る。)

(4) 日常的に多数の人又は車両等の出入りがある建築物(前3号に掲げる建築物の用途のものを除く。)で、延べ床面積が1,000平方メートルを超えるもの

(追加〔平成29年規則65号〕)

(歩道状空地を設置しないことができる道路等)

第20条の4 [条例第20条](#)の規則で定める開発事業と関係性がない道路等は、次に掲げるものとする。

(1) 開発事業の計画において開発事業区域に接する道路(当該開発事業区域に接する部分に限る。以下この条において同じ。)(出入口を設けないもの

(2) [第20条の2第2号](#)に規定する通行に支障がないと認められる道路

(3) 道路改良事業等により、開発事業区域に接する道路に幅員2メートル以上の歩道が設置されるもの

(4) 開発事業区域に接する道路が都市計画決定され、又は道路改良事業等が計画されているもので、設置しようとする歩道の大部分が開発事業区域内に含まれるもの

(追加〔平成29年規則65号〕)

(開発事業区域周辺の相当規模の公園)

第20条の5 [条例第21条第6項第1号](#)及び[第22条第3項第1号](#)の規則で定める相当規模の公園が存する場合は、開発事業区域の外周から250メートル以内に2,500平方メートル以上の面積を有する都市公園(特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道及び都市林を除く。)が存する場合とする。ただし、当該都市公園と当該開発事業区域の間において鉄道、河川、片側2車線以上の道路等が存し、当該開発事業区域から当該都市公園までの安全かつ円滑な通行の妨げとなっているときは、この限りでない。

(追加〔平成29年規則65号〕)

(自主管理広場を設置すべき規模の住宅)

第20条の6 [条例第22条第1項](#)の規則で定める規模の住宅は、当該住宅の計画戸数が21戸以上(ワンルーム形式住宅にあっては、3戸を1戸として計算する。)である場合とする。

(追加〔平成29年規則65号〕)

(必要消防水利の設置の特例条件)

第21条 [条例第25条第1項ただし書](#)の規則で定める条件は、開発事業区域の全部が消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)第3条第1項及び第2項に規定する既存の消防水利(消防法(昭和23年法律第186号)第21条第1項の規定により指定した消防水利を含む。以下同じ。)によって[次条](#)に規定する区分に応じた距離で包含される場合とする。

2 大規模開発事業以外の開発事業における前項に規定する既存の消防水利及び当該開発事業区域内に新たに設置する必要消防水利は、[条例第25条](#)及び前項の規定にかかわらず、防火水槽にあっては、20立方メートル以上の容量を有するもの、消火栓にあっては、直径100ミリメートル以上の管に設置されたものとしてすることができる。

(消防水利からの距離)

第22条 [条例第25条第2項](#)の規則で定める距離は、[次の各号](#)に掲げる用途地域等の区分に応じ、[当該各号](#)に定める距離とする。ただし、地形又は周囲の状況(鉄道、河川、行政境界、道路等により分断されているもの又は地盤の起伏が著しいものをいう。)により消防活動に支障があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 近隣商業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域(以下「近隣商業地域等」という。) 100メートル

(2) 近隣商業地域等を除く地域 120メートル

2 [前項各号](#)の規定にかかわらず、開発事業区域の面積が1,000平方メートル未満の場合又は開発者が現に使用している土地の区域内で開発事業が行われる場合は、[条例第25条第2項](#)の規則で定める距離を200メートルとすることができる。

(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(消防用活動空地の基準)

第23条 [条例第26条第1項](#)の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 非常用進入口等(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126条の6に規定する非常用の進入口をいう。)に面した消防活動上有効な位置であること。

(2) はしご自動車、高所救助車その他消防活動に供する特殊車両(以下「はしご自動車等」とい

う。)が消防活動を有効に行うことができる広さ、空間及び構造を有するものであること。

(3) 開発事業区域内の消防用活動空地に至るまでの進入路等がはしご自動車等の運行に支障のないものであること。

(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(消防用活動空地の設置の特例条件)

第24条 [条例第26条第1項ただし書](#)の規則で定める条件は、[次の各号](#)のいずれかに該当するものとする。

(1) 予定建築物に面する道路の部分が、[前条第1号](#)及び[第2号](#)の基準を満たし、かつ、はしご自動車等が当該道路の部分まで進入できる場合

(2) バルコニーと開放廊下が連続し、かつ、避難階段、特別避難階段(建築基準法施行令第123条に規定するものをいう。)又はこれらに準ずる階段により当該開放廊下からバルコニーへ進入可能な場合

(3) 消防活動上有効な設備が設置され、かつ、当該設備が消防用活動空地と同等以上の効果を有すると認められる場合

(4) 開発事業区域及び周辺の状況、予定建築物の構造、用途等から判断し、市長が消防用活動空地の設置を要しないと認める場合

(ヘリコプターによる消防活動等に必要な施設)

第25条 [条例第27条第1項](#)の規則で定めるヘリコプターによる消防活動等に必要な施設は、[次の各号](#)に掲げる建築物の区分に応じ、[当該各号](#)に定める施設とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 建築基準法第34条第2項の規定により非常用の昇降機の設置を要する建築物(以下「高層建築物」という。) 緊急救助用スペース又は緊急離着陸場

(2) 高度医療施設を有し、緊急医療行為を行うことを目的とする建築物 緊急離着陸場又は屋上ヘリポート

2 開発者は、[前項各号](#)に規定する施設を設置するときは、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知を行う前までに、緊急離着陸場等設置計画書を市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(ヘリコプターによる消防活動等に必要な施設の設置の特例条件)

第26条 [条例第27条第1項ただし書](#)の規則で定める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 高層建築物において、予定建築物を利用する全ての者が、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第25条第2項に規定する避難橋、建築基準法施行令第112条に規定する防火区画された渡り廊下等により、隣接する建築物等に避難することができる場合

(2) 高層建築物において、予定建築物の高さが45メートル以下で、かつ、消防用活動空地又は消防活動上有効な設備が設置されている場合

(3) 予定建築物の周辺の建築物等の状況により、ヘリコプターの離着陸が困難な場合

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、やむを得ない理由があると市長が認める場合

(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(公共施設用地等の登記関係書類の提出時期)

第27条 開発者は、[条例第34条第1項](#)の規定により市に帰属することとなった公共施設等の用に供する土地に係る所有権の移転の登記に要する書類を、[条例第17条第2項](#)に規定する検査の完了後遅滞なく市長に提出するものとする。

(商業地形成事業区域)

第28条 [条例第43条](#)に規定する商業地形成事業区域は、[別表](#)のとおりとする。

(公表内容)

第29条 [条例第47条第2項](#)の規則で定める事項は、次のとおりとし、相模原市揭示場への公告その他適当と認められる方法により行うものとする。

(1) 命令に係る開発事業の概要

(2) 命令に従わない事実

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(ゆとり事業地認定証)

第30条 [条例第49条](#)の規則で定めるゆとり事業地認定証は、[第2号様式](#)とする。

(一部改正〔平成29年規則65号〕)

(様式)

第31条 この規則の規定により使用する書類(事業標識及びゆとり事業地認定証を除く。)の様式は、別に定める。

(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月9日規則第43号)

この規則は、平成19年3月11日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第96号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日規則第76号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第24号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月28日規則第84号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月4日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第47号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第19号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第65号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第20条の次に5条を加える改正規定(第20条の5に係る部分に限る。)は、同年7月1日から施行する。

別表第1(第20条の2関係)

(追加〔平成29年規則65号〕)

開発事業区域の規模	予定建築物等の用途に応じた幅員			
	一戸建ての住宅	共同住宅等(2階建て以下)	中高層共同住宅等	住宅以外の用途
3,000平方メートル未満			4メートル	4メートル
3,000平方メートル以上	6メートル(5メートル)	6メートル(5メートル)	6メートル(5メートル)	6メートル(5メートル)

備考

- 共同住宅等とは、建築基準法第2条第2号に規定する特殊建築物のうち、共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類する用途に供する建築物及び長屋をいう。
- 中高層共同住宅等とは、地階を除く階数が3以上の共同住宅等をいう。
- 括弧内の幅員は、開発事業区域に接する部分について原道路中心線から3メートル以上後退し、拡幅して整備する場合とする。

別表第2(第28条関係)

(一部改正〔平成22年規則47号・29年規則65号〕)

区分	地区名	商業地形成事業対象区域
中心商業地	橋本駅周辺地区	緑区の区域のうち橋本2丁目の一部、橋本3丁目の一部、橋本6丁目の一部、橋本8丁目の一部、西橋本2丁目の一部及び西橋本5丁目の一部
	相模原駅周辺地区	中央区の区域のうち相模原1丁目の一部、相模原2丁目の一部、相模原3丁目の一部、相模原4丁目、相模原5丁目、相模原6丁目の一部、相模原7丁目の一部、相模原8丁目の一部、氷川町の一部、清新1丁目の一部、清新2丁目の一部、清新3丁目の一部、清新7丁目の一部、清新8丁目の一部、矢部1丁目の一部、中央1

		丁目、中央2丁目、中央3丁目の一部、中央4丁目の一部、中央5丁目の一部及び中央6丁目の一部
	相模大野駅周辺地区	南区の区域のうち相模大野2丁目の一部、相模大野3丁目、相模大野4丁目の一部、相模大野5丁目の一部、相模大野6丁目の一部、相模大野7丁目の一部、相模大野8丁目の一部、相模大野9丁目の一部、栄町の一部及び御園2丁目の一部
地区 中心 商業 地	淵野辺地区	中央区の区域のうち淵野辺1丁目の一部、淵野辺2丁目の一部、淵野辺3丁目の一部、淵野辺4丁目の一部、鹿沼台1丁目の一部、鹿沼台2丁目の一部、共和1丁目の一部及び共和4丁目の一部
	上溝地区	中央区の区域のうち上溝3丁目の一部、上溝4丁目の一部、上溝5丁目の一部、上溝6丁目の一部、上溝7丁目の一部、横山5丁目の一部及び上溝字乙二号の一部
	小田急相模原地区	南区の区域のうち松が枝町の一部、南台3丁目の一部、南台4丁目の一部、南台5丁目の一部、南台6丁目の一部、相模台1丁目の一部、相模台2丁目の一部、相南1丁目の一部及び相南4丁目の一部
	東林間地区	南区の区域のうち東林間4丁目の一部、東林間5丁目の一部、東林間6丁目の一部、相南1丁目の一部、上鶴間6丁目の一部及び上鶴間7丁目の一部
	古淵地区	中央区の区域のうち東淵野辺4丁目の一部 南区の区域のうち古淵1丁目の一部、古淵2丁目、古淵3丁目、古淵4丁目の一部、古淵5丁目の一部、古淵6丁目の一部、大野台6丁目の一部及び西大沼1丁目の一部
近隣 商業 地	若松地区	南区の区域のうち若松1丁目の一部、若松3丁目の一部及び東大沼2丁目の一部
	相武台地区	南区の区域のうち相武台1丁目の一部、相武台2丁目の一部、相武台3丁目の一部及び新磯野3丁目の一部
	南橋本地区	中央区の区域のうち南橋本1丁目の一部、南橋本2丁目の一部及び南橋本3丁目の一部
	相原二本松地区	緑区の区域のうち二本松1丁目の一部、二本松2丁目の一部、二本松3丁目の一部及び二本松4丁目の一部

第1号様式(第6条関係)

(一部改正〔平成19年規則43号・21年24号〕、全部改正〔平成29年規則65号〕)



## 第1号様式(第6条関係)

相模原市開発事業基準条例第8条第1項に規定する事業標識		
開発事業計画のお知らせ		
標識設置年月日	年 月 日	
※事前協議番号	-	
開発事業の概要	開発事業区域に含まれる地域の名称	相模原市 区
	開発事業区域の面積	m <sup>2</sup>
	予定建築物等の種類及び規模	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 戸数__戸 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 戸数__戸 階数__階 <input type="checkbox"/> 非住宅( ) 棟
	新設道路の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	がけ地又は段差の処理	_____ <input type="checkbox"/> 該当無
	ごみ・資源集積場所の位置	_____
	開発者の住所・氏名	電話番号
	※計画に対する意見書の提出期間	年 月 日から 年 月 日まで
	※開発事業説明報告書提出日	年 月 日
	※開発事業説明報告書の縦覧期間及び縦覧場所	年 月 日から 年 月 日まで
	備考 この開発事業計画についての説明の申出は、下記へご連絡ください。 (連絡先)住所・氏名 電話番号	
都市計画法による許可年月日及び番号	年 月 日	許可番号 相模原市指令( ) 第 号
許可した者	相模原市長 (担当課： 電話番号 )	

※開発許可の概要	許可を受けた者の住所・氏名	電話番号		
	工事施工者の住所・氏名	電話番号		
	工事監理者の住所・氏名	電話番号		
	工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	検査済証の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号		
	備考 この開発行為について、内容を知りたい方は、市役所担当課に備えてある開発登録簿をご覧ください。なお、お気付きの点、疑問に思われる点がありましたら、下記へご連絡ください。 (連絡先)住所・氏名(工事監理者となるもの) 電話番号			
※建築計画のお知らせ	建築物の名称			
	建築予定地の地名地番	相模原市 区		
	用途		敷地面積	m <sup>2</sup>
	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
	構造		基礎工法	
	階数	地上 階 地下 階	高さ	m
	着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日
	建築主の住所・氏名	電話番号		
	設計者の住所・氏名	電話番号		
	工事施工者の住所・氏名	電話番号		
備考 1 この標識は、相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例(平成元年相模原市条例第31号)第9条第1項の規定により設置したものです。 2 この建築計画についての説明の申出は、下記へご連絡ください。 (連絡先)住所・氏名 電話番号				

## 注

- 1 ※印のある欄は、記載すべき内容が判明した時点で記入してください。
- 2 当該開発事業が開発行為でない場合又は予定建築物等が中高層建築物でない場合は、それぞれ開発許可の概要又は建築計画のお知らせの項を省略することができます。
- 3 開発者又は建築主が法人である場合は、住所を記載する欄には主たる事務所の所在地を、氏名を記載する欄には法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、担当者の所属及び氏名を記入してください。
- 4 事業標識の大きさは、縦900ミリメートル以上、横900ミリメートル以上としてください。ただし、注2により、開発許可の概要又は建築計画のお知らせの項を省略する場合は、標識の大きさを変更することができますので、市役所担当課に確認してください。

第2号様式(第30条関係)

(一部改正〔平成29年規則65号〕)

第2号様式（第30条関係）

ゆとり事業地認定証

年 月 日

相模原市長

下記の開発事業区域は、相模原市開発事業基準条例（平成17年相模原市条例第59号）第49条に規定するゆとり事業地と認定したことを証する。

記

1 認定番号 年 月 日 第 号

2 開発事業区域の名称

3 認定を受けた者の住所及び氏名

住 所

氏 名

注 開発者が法人である場合は、住所には主たる事務所の所在地を、氏名には法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。